

神奈川県労働局労働基準部
監督課長 池内 伸好
主任監察監督官 古屋 強
電話 045 (211) 7351
健康課長 中村 宏彰
労働衛生専門官 金子 正雄
電話 045 (211) 7353

過重労働による健康障害防止対策に係る監督指導の概要 －平成 24 年度の監督指導の結果－

神奈川県労働局（局長 久保村日出男）の管下 12 労働基準監督署が平成 24 年度に実施した過重労働による健康障害防止対策に係る監督指導結果を以下のとおりとりまとめた。

- 1 監督指導件数は、568 件で、このうち何らかの労働基準関係法令違反が認められ、是正を指導した事業場は 373 件 (65.7%) であった（表 1、2）。
- 2 労働基準関係法令違反の主な内容は、
 - ① 法定労働時間を超えて労働させていたもの（労働基準法第 32 条 200 件 違反率 35.2%）
 - ② 割増賃金を支払っていないもの（労働基準法第 37 条 106 件 違反率 28.8%）などであった（表 3、4）。
- 3 長時間労働により健康への配慮が必要な労働者が認められた事業場は 219 件 (41.5%) であった（表 5）
- 4 3 のうち、長時間労働が認められ、面接指導等の実施が必要な事業場は 89 件 (40.6%) で、そのうち面接指導等を確実に実施していた事業場は 32 件 (36.0%) であった。

一方、長時間労働は認められたが、社内基準等により面接指導等の実施を行わないとしている事業場は、130 件 (59.4%) であった（表 6）。

労働時間の状況は長短 2 極化が更に進む傾向にあり、過重労働による健康障害が依然として後を絶たず、脳・心臓疾患や精神障害等の労災請求件数も高水準で推移している（「平成 24 年度における脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況」については平成 25 年 6 月 21 日に発表）ことから、神奈川県労働局では、

- ① 長時間労働の抑制及び長時間労働者に対する医師による面接指導実施の徹底
 - ② 衛生管理体制の整備等の徹底
 - ③ 労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導等の実施
 - ④ 過重労働による健康障害防止運動の推進
- などの対策を重点的に推進することとしている。

1 監督指導の概要

(1) 実施時期

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(2) 対象事業場

過労死・過労自殺等発生事業場

各種情報から過重労働・長時間労働のおそれがある事業場

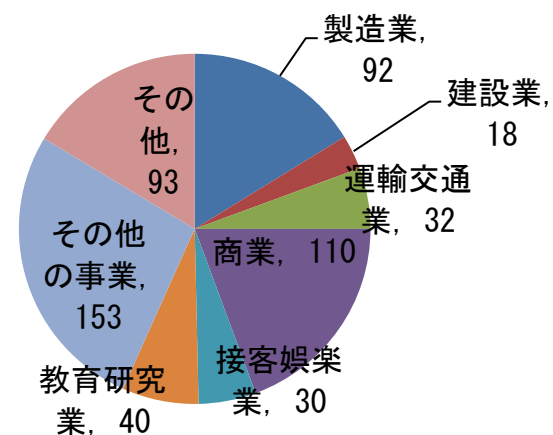
2 監督対象事業場の概要

(1) 監督実施事業場 568 事業場

(2) 業種別事業場数

表1 業種別内訳

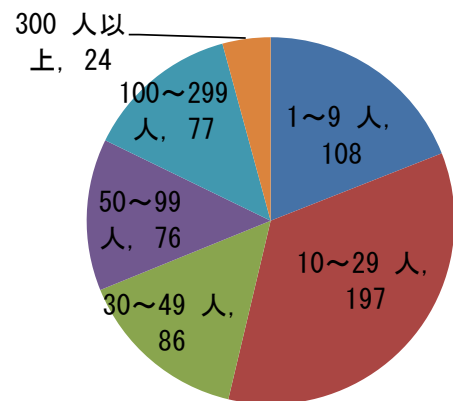
業種	事業場数	比率(%)
製造業	92	16.2
建設業	18	3.2
運輸交通業	32	5.6
商業	110	19.4
接客娯楽業	30	5.3
教育研究業	40	7.0
その他の事業 (派遣業・情報処理サービス業等)	153	26.9
その他	93	16.4



(3) 規模別事業場数

表2 規模別内訳

規模	事業場数	比率(%)
1～9人	108	19.0
10～29人	197	34.7
30～49人	86	15.1
50～99人	76	13.4
100～299人	77	13.6
300人以上	24	4.2



3 監督指導結果

(1) 法違反の状況

監督指導を実施した568事業場のうち、373事業場（違反率65.7%）において労働基準法、労働安全衛生法の違反が認められ、違反事項については是正勧告した。

(2) 法違反の内訳

ア 指摘した違反項目を違反率で見ると、労働基準法では、時間外・休日労働に関する協定の届出なく又は同協定の範囲を超えて時間外労働をさせていたもの（同法第32条違反）が200事業場（違反率35.2%）と最も高かった。

次に、時間外労働等割増賃金の未払（同法第37条）が106事業場（同28.8%）で、不適切な労働時間管理を行っている事案が多く認められた。

表3 法違反の状況（労働基準法関係）

労働基準法違反	違反事業場数	違反率（％）
労働時間（法 32 条）	200	35.2
割増賃金（法 37 条）	106	18.7
就業規則（法 89 条）	73	12.9
労働条件明示（法 15 条）	65	11.4
休日（法 35 条）	16	2.8
法令等の周知（法 106 条）	6	1.0

イ 労働安全衛生法の違反率では、定期健康診断の未実施（安衛法 66 条）が 21 事業場（同 3.7％）、特定業務（深夜業等）従事者健康診断の未実施（同）が 20 事業場（同 3.5％）と高い。

また、衛生委員会の未設置等（同法第 18 条）が 20 事業場（同 3.5％）、産業医の未選任等（安衛法 13 条）が 11 事業場（同 1.9％）、衛生管理者の未選任等（安衛法 12 条）が 10 事業場（同 1.9％）であり、衛生管理体制の不備が少なからず認められた。

表4 法違反の状況（労働安全衛生法関係）

労働安全衛生法違反	違反事業場数	違反率（％）
定期健康診断（安衛法 66 条）	21	3.7
特定業務健康診断（安衛法 66 条）	20	3.5
衛生委員会（安衛法 18 条）	20	3.5
産業医（安衛法 13 条）	11	1.9
衛生管理者（安衛法 12 条）	10	1.8

（3）健康障害防止対策の状況

ア 時間外・休日労働時間の状況

監督を実施した事業場のうち、1 月あたり 100 時間超える時間外・休日労働を行っていたのは 119 事業場（22.6％）、同 80～100 時間は 182 事業場（34.5％）であった。

また、長時間労働により健康への配慮が必要な労働者が認められるのは 219 事業場（41.5％）であった。

表5 時間外・休日労働時間の状況

時間外・休日労働時間	事業場数	比率（％）
1 月あたり 100 時間超えの事業場	119	22.6
1 月あたり 80～100 時間の事業場	182	34.5
1 月あたり 45 時間を超え、健康の配慮が必要な労働者がいる事業場	39	7.4
上記のいずれかが認められる事業場（長時間により健康への配慮が必要な労働者が認められる）	219	41.5

イ 医師による面接指導等の実施状況

面接指導制度とは

事業者は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、医師による面接指導の実施、医師からの意見聴取、事後措置の実施等が必要とされており、

- ① 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（申出による）については、面接指導の実施（義務）
- ② 時間外・休日労働が1月当たり80時間を超え、申出があった場合又は事業場が定めた基準に該当する場合（例えば1月100時間又は2～6月平均で1月80時間を超える、1月45時間を超え健康の配慮が必要な労働者がいる等）については、面接指導等の実施（努力義務）となっている。

上記アの長時間労働が認められ、面接指導等の実施が必要なのは89事業場(40.6%)で、そのうち確実に実施しているのは32事業場(36.0%)であった。

一方、上記アの長時間労働が認められたが、面接指導等の実施を行わないとするのは、130事業場(59.4%)であった。

表6 面接指導等の実施状況

面接指導等の実施	事業場数	比率 (%)
面接指導等が必要な事業場	89	40.6
うち実施事業場	32	36.0
面接指導等が不要とする事業場	130	59.4

ウ 面接指導を実施する基準の策定状況

面接指導等の実施に関する基準を策定しているのは、271事業場(51.4%)で、策定していないのは207事業場(39.3%)であった。

表7 面接指導を実施する基準の策定状況

策定済事業場(比率%)	策定中事業場(比率%)	未策定事業場(比率%)
271(51.4)	49(9.3)	207(39.3)

エ 衛生委員会における調査審議の状況

衛生委員会における調査審議とは

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対しては、面接指導等を実施することとされ、それを適切に実施するために衛生委員会で「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策」について調査審議させることとしている。

長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策について、調査審議させているのは、290事業場(55.0%)であった。

表8 衛生委員会において調査審議の状況

実施事業場(比率%)	未実施事業場(比率%)
290(55.0)	237(45.0)